

香川県放置自動車の処理に関する条例（平成16年香川県条例第56号）第8条第1項の規定により放置自動車について廃物認定をするため、同条第3項の規定により次のとおり公示します。

なお、この公示の日の翌日から起算して14日を経過した日以後に、当該放置自動車について廃物認定をし、これを処分します。

令和8年8月21日

香川県知事 池田 豊 人



放置自動車の種別	放置自動車の車名	放置自動車の型式	放置自動車の塗色	放置自動車の車台番号	放置されている場所	警告書 はり付け日	放置自動車の移動及び保管に関する公示日	連絡先
小型自動車	ニッサン ノート	DBA-E11	シルバー	E11-154788	高松市屋島東町 1831-6 瀬戸内海国立公園	令和7年 5月16日	令和8年 5月1日	みどり保全課 電話 087-832-3214